明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五）　一
〔告示〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則第十一条第一項の外国を定める等の件（個人情報保護委一）　三
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する件（同二）　四
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する件（同三）　六
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通一〇四）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い、建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四
六

省令

○厚生労働省令第五号

製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第二十条第三号の規定に基づき、製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣　根本　匠